

令和 7 年 2 月定例会 総務委員会（事前）

令和 7 年 2 月 6 日（木）

〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時31分）

これより生活環境部・労働委員会関係の調査を行います。

この際、生活環境部・労働委員会関係の 2 月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

生活環境部

【提出予定議案】（説明資料、説明資料（その 2））

- 議案第 1 号 令和 7 年度徳島県一般会計予算
- 議案第 33 号 徳島県環境影響評価条例の一部改正について
- 議案第 63 号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 8 号）

【報告事項】

- 徳島県と韓国・済州特別自治道との友好交流に関する覚書の締結について
- 徳島県過疎地域持続的発展計画（令和 7 年度版）案について
（資料 1－1、資料 1－2）
- PPA モデルを活用した県有施設への電力供給開始について（資料 2）

労働委員会

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第 1 号 令和 7 年度徳島県一般会計予算

【報告事項】

- 調整事件について（資料 1）
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について（資料 1）
- 不当労働行為事件について

勝川生活環境部長

それでは、総務委員会説明資料及び説明資料（その 2）によりまして、2 月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件及び令和 7 年度主要施策の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、総務委員会説明資料に記載しております令和 7 年度一般会計予算案、その他の議案等の条例案、また先議分といたしまして、説明資料（その 2）に記載しております令和 6 年度一般会計補正予算案でございます。

総務委員会説明資料の 3 ページを御覧ください。

令和 7 年度生活環境部主要施策の概要について、6 ページまで 21 項目を記載しております

す。

1の県民との協働事業推進とダイバーシティ社会の実現では、NPO等の自主的、自立的な社会貢献活動を促進する各種支援事業等を行うなど、県民との協働事業を推進してまいります。

また、多様な人々が共生・交流し活躍するダイバーシティ社会を実現するため、ユニバーサルカフェの普及促進など地域の交流や支え合いの支援を行ってまいります。

2の県民“まなび”拠点の機能充実では、県民の生涯学習をより一層促進するため、県立総合大学校、まなびーあ徳島において、生涯学習に関する情報提供、県民ニーズや社会情勢を捉えた講座の充実等を図ってまいります。

3の多文化共生と国際交流の推進では、グローバル人材の育成や地域の国際化を推進するとともに、双方が持つ課題の解決を目指し、友好交流提携先をはじめとする海外各地との交流事業を実施してまいります。

4の未来につなげる広報広聴の推進では、SNSやインターネットの活用に加え、新聞やテレビ、広報紙など広報媒体のメディアミックスを展開し、本県の魅力や県政方針、重要施策等について、あらゆる世代に効果的な情報発信を推進してまいります。

また、透明性の高い開かれた県政を実現するため、県民目安箱や県庁コールセンターの運営など、広聴事業を推進してまいります。

5の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用では、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、情報公開制度の適正な運用に努めてまいります。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度の適正な運用に努めてまいります。

6の多様な人材の参画促進では、多様な働き方の拡大やキャリアアップの支援など、女性活躍の推進を図るとともに、関係機関と連携し、働く意欲を持つ高齢者や障がい者の雇用促進に努めてまいります。

また、外国人材の包括的な就労支援を行うとともに、若年無業者、ニート等の自立及び就職氷河期世代の就労支援を行ってまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。

7の地方への人材回帰・定着では、就職支援窓口とくしまジョブステーションの相談体制の充実や、就職支援サイト・ジョブナビとくしまの発信力強化等により、インターンシップや就職のマッチング支援を促進してまいります。

また、プロフェッショナル人材戦略拠点において、都市圏からの専門人材確保に係る取組を支援し、UIJターン就職を促進してまいります。

加えて、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用し、地域における良質な雇用の創出を図ってまいります。

8の生産性向上・賃上げの推進では、持続的な生産性向上・賃上げに向け、徳島県版政労使会議により、政労使が一体となった継続的な取組を推進してまいります。

9の多様な働き方の推進と公正な待遇の確保では、長時間労働の是正や年次有給休暇の確実な取得など働き方改革関連法について、関係機関と連携し、周知・啓発を行い、県内企業の働き方改革への取組を推進するとともに、スマートワークの導入に向けた普及啓発を行ってまいります。

10の過疎地域等の振興では、地域の実情に応じた過疎対策事業の円滑な推進に努めるとともに、活力ある地域づくりに向けた支援を行うなど、集落再生の取組を積極的に展開してまいります。

11の移住交流の促進では、転出超過が顕著な若者や女性、本県からの転出者が多い大阪圏を重点ターゲットに移住交流施策を展開するとともに、本県ゆかりの方をはじめとした関係人口の創出・拡大を図ります。

12の人権を尊重する社会づくりでは、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、各種啓発事業を実施するとともに、市町村や民間団体との連携協力を図ってまいります。

13の男女共同参画社会の実現では、男女共同参画の推進拠点である、ときわプラザにおける講演会やイベントの実施など、機運醸成と意識啓発を推進してまいります。

また、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画等に基づき、普及啓発や相談・保護体制の充実及び自立支援に取り組むとともに、よりそいの樹とくしまを運営し、性暴力被害の防止に関する対策を推進してまいります。

5 ページを御覧ください。

14の四国新幹線の実現では、四国への新幹線整備を早期に実現させるため、国への要望活動や県民の機運醸成に取り組んでまいります。

15の次世代地域公共交通ビジョンの推進では、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、路線バスの運行支援に取り組むほか、交通結節点等の利用環境整備支援など、次世代地域公共交通ビジョンに沿った取組を推進してまいります。

16の総合的な環境施策の推進では、徳島県環境基本計画に基づき、各種環境施策の推進や多様な環境活動の支援に加え、県民主役の脱炭素、循環型社会の構築を推進してまいります。

また、生物多様性の保全を推進するため、希少野生動植物の保護などに加え、侵略的外来生物の防除対策等を実施してまいります。

さらに、環境保全と持続可能な経済活動の両立を実現するため、ネイチャーポジティブの取組を推進してまいります。

17の脱炭素社会への早期転換の推進では、太陽光発電設備、蓄電池及びEV普及拡大の取組に加え、新たなイノベーションの活用によるクリーンエネルギーの最大限導入など、県民主役による脱炭素型ライフスタイルへの早期転換を加速してまいります。

18の廃棄物処理対策及び循環型社会形成の推進では、処理業者等に対する定期的な立入調査を実施するとともに、徳島県独自の優良処理業者認定制度により、優良処理業者の育成を図ってまいります。

また、一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用及び適正処理を推進するため、関係市町村等に対して技術的援助を行うとともに、海岸漂着物対策や災害廃棄物の適正処理など、廃棄物の資源循環を最大化する取組を推進してまいります。

19の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、常時監視や工場・事業所への立入指導等により、環境汚染物質の排出抑制を図ってまいります。

また、良質な水質と生物の多様性、生産性が確保された、とくしまの里海を創出し、次世代へと継承していくため、里海づくり活動を牽引する人材の育成を行ってまいります。

20の環境影響評価の推進では、開発行為等の実施に際し、環境影響評価が適切に行われるよう、審査・指導・助言等を行ってまいります。

6 ページを御覧ください。

21の調査研究の充実では、保健衛生、薬事及び環境に関する試験研究を実施することにより、本県における保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興を図ってまいります。

続きまして、提出予定案件について御説明申し上げます。

7 ページを御覧ください。

令和7年度一般会計予算についてでございます。

生活環境部の令和7年度一般会計当初予算案の総額は、表の左から2番目、A欄の最下段に記載のとおり66億7,162万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、課別の主要事項について、主なものを御説明申し上げます。

8 ページを御覧ください。生活環境政策課でございます。

9 ページを御覧ください。

目名、計画調査費の摘要欄④、アの国際人材育成・交流事業では、ドイツ・ニーダーザクセン州をはじめとする海外の友好交流、提携政府等との交流推進を目的とした国際人材育成事業を実施するとともに、県民と相手国との交流人口の拡大を促進することで地域の国際化に取り組むための経費として、2,080万4,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。

生活環境政策課の予算総額は、18億3,068万9,000円となっております。

11ページを御覧ください。県民ふれあい課でございます。

目名、広報費の摘要欄①、アのトクシマスタイルプロモーション事業では、徳島を訪れた方々に本県の魅力を届けるため、主要な観光地等にデジタルサイネージを整備し、様々な情報を発信するプロモーションを行うとともに、SNSやYouTubeなどを活用し、デジタルネイティブ層に対して訴求効果の高い広報を推進するための経費として、1億5,500万円を計上しております。

12ページを御覧ください。

県民ふれあい課の予算総額は、3億1,996万1,000円となっております。

13ページを御覧ください。労働雇用政策課でございます。

目名、企画総務費の摘要欄②、イの徳島わくわく移住支援事業プラスでは、本県からの転出者が多い大阪圏からの移住者に対し、移住支援金を支給するとともに、同圏内のキャンパスに通う大学生が県内企業に就職、移住した場合に就職応援金を助成するための経費として、2,865万円を計上しております。

目名、計画調査費の摘要欄②、キのデジタル技術を活用した雇用促進事業では、短期短時間の求人、求職を柔軟にマッチングさせるモデル事業を実施し、潜在的な労働力の活用を図るための経費として、800万円を計上しております。

また、摘要欄②、シの「とくしまファン」オンラインコミュニティ構築事業では、本県への移住検討者をはじめ、県内地域と多様な形で継続的な関わりを持つ関係人口である、とくしまファンの見える化と関係性の深化を図るため、本県独自のオンラインコミュニティを構築、運営するための経費として、1,150万円を計上しております。

15ページを御覧ください。

目名、雇用促進費の摘要欄②、イの徳島新未来創生プロジェクトでは、セミナー等の開催やトライアル就労実施支援、若者を対象とした就職相談会等の実施など、人材育成・定着に向けた一体的な取組を推進するための経費として、6,550万円を計上しております。

以上、労働雇用政策課の予算総額は、26億2,428万2,000円となっております。

16ページを御覧ください。

男女参画・人権課でございます。

目名、青少年女性対策費の摘要欄②、イの（ア）、17ページの目名、女性支援費、摘要欄②、アの（イ）、18ページの目名、人権施策推進費、摘要欄②、アの（オ）、あなたと共に安心とくしま創造事業では、様々な人権侵害や性的マイノリティの方の生きづらさについての相談窓口の設置や支援体制の構築を行うとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人権問題である拉致問題への認識を深める集いを開催するための経費として、合わせて1,535万7,000円を計上しております。

また、目名、人権施策推進費の摘要欄②、アの（カ）、人権侵害ネットモニタリング連携強化事業では、インターネット上やSNSでの人権侵害を防止するため、ICTに精通した技術者と連携し、AI等を活用した、より精密なモニタリングを実施するための経費として、170万円を計上しております。

以上、男女参画・人権課の予算総額は、6億3,058万2,000円となっております。

19ページを御覧ください。交通政策課でございます。

目名、計画調査費の摘要欄①のア及び目名、運輸交通対策費の摘要欄③、イの（ア）の未来へ続く「鉄道ネットワーク」事業では、持続可能な鉄道ネットワークの維持・充実を図るため、牟岐線や阿佐東線などの利用促進に取り組む経費として、合わせて932万円を計上しております。

目名、運輸交通対策費の摘要欄②、イの（ア）次世代地域公共交通ビジョン実装事業では、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、路線バスの運行支援や地域公共交通の利用促進に取り組むなど、次世代地域公共交通ビジョンの実装を加速させる取組を展開する経費として、1億2,728万5,000円を計上しております。

以上、交通政策課の予算総額は、2億9,731万8,000円となっております。

20ページを御覧ください。サステナブル社会推進課でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄②、アの地域脱炭素移行・再エネ推進事業では、PPA電力販売契約による県有施設への太陽光発電設備の率先導入を図るとともに、自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の導入や住宅の省エネ性能向上に取り組む県民に対し、購入費用の一部を補助するための経費として、2億228万9,000円を計上しております。

また、摘要欄②、イの次世代型太陽電池実証事業では、ペロブスカイト太陽電池を県有施設に率先導入し、実証で得られた知見について、バッテリーバレイ構想関連企業や県民等に広く周知を行い、次世代型太陽電池の導入を促進するための経費として、600万円を計上しております。

また、摘要欄③、イの「ネイチャーポジティブ」普及促進・実践事業では、生物多様性の損失を食い止め回復させるネイチャーポジティブの実現に向けた取組について、民間事業者と連携し、県内で普及、実践するための経費として、960万円を計上しております。

21ページを御覧ください。

サステナブル社会推進課の予算総額は、5億788万5,000円となっております。

22ページを御覧ください。環境指導課でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄②、ウの循環型社会実現加速化事業では、県下の廃棄物処理施策の指標となる第6次徳島県廃棄物処理計画を策定するとともに、有用資源の好循環化の促進を図るための経費として、1,010万円を計上しております。

以上、環境指導課の予算総額は、1億7,721万2,000円となっております。

23ページを御覧ください。環境管理課でございます。

目名、公害対策費の摘要欄⑥、アの水質環境基準監視事業では、健康への影響が懸念される化学物質について、河川や海域の水質監視を強化するための経費として、949万円を計上しております。

以上、環境管理課の予算総額は、2億8,370万円となっております。

24ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。

サステナブル社会推進課所管の保健製薬環境センター改修工事請負等契約について、債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

25ページを御覧ください。

次に、その他の議案等につきまして、1点御説明いたします。

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例についてでございます。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要があることから改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

令和6年度一般会計補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、2億9,863万5,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額はその右の欄のとおり、85億6,888万5,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

労働雇用政策課でございます。

目名、労政総務費の摘要欄①、アの徳島県賃上げ応援サポート事業では、国の業務改善助成金に県独自の上乗せ助成を行うとともに、助成金申請の事務手続等を支援するための経費として、1億5,000万円を計上しております。

以上、労働雇用政策課の補正後の予算総額は、43億1,718万2,000円となります。

5ページを御覧ください。交通政策課でございます。

目名、運輸交通対策費の摘要欄①、アの（ア）路線バスにおけるキャッシュレス決済導入推進事業では、路線バスへのキャッシュレス決済の導入を推進し、利便性向上及び精算業務の効率化を図るため、全国で相互利用可能な交通系ICカードの導入に要する経費の一部を支援するため、6,000万円を計上しております。

同じく（イ）の路線バス等利用環境整備支援事業では、国内外から来県する旅行者等のストレスフリーな移動を実現するため、県内バス事業者が実施する利便性向上に係る取組を支援するための経費として、700万円を計上しております。

また、摘要欄①、イの（ア）地域公共交通担い手確保事業では、運転手不足の改善を図るため交通事業者の人材確保に向けた取組を支援する経費として、900万円を計上しております。

同じく（イ）のタクシーサービスのデジタル化推進事業では、タクシー事業者における配車アプリや運行管理システム等の導入に係る経費の一部を支援するための経費として、750万円を計上しております。

以上、交通政策課の補正後の予算総額は、4億1,179万8,000円となります。

6ページを御覧ください。環境管理課でございます。

目名、公害対策費の摘要欄①、アのP F A S測定体制整備事業では、健康への影響が懸念される有機フッ素化合物、P F A Sについて、生活環境を保全し、県民の安全・安心を確保するため、測定体制を整備し、県内の状況把握及び監視強化を行うための経費として、6,513万5,000円を計上しております。

以上、環境管理課の補正後の予算総額は、3億2,407万3,000円となります。

7ページを御覧ください。繰越明許費追加分についてでございます。

一般労政費では、徳島県賃上げ応援サポート事業及び徳島県賃上げ支援事業の12億5,000万円について、地方バス路線対策費では、路線バスにおけるキャッシュレス決済導入推進事業、路線バス等利用環境整備支援事業、地域公共交通担い手確保事業及びタクシーサービスのデジタル化推進事業の8,350万円について、水質汚濁対策費ではP F A S測定体制整備事業の6,513万5,000円、合わせて13億9,863万5,000円を繰越明許費として設定をお願いするものでございます。

以上が、今定例会に提出を予定している案件でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際、3点御報告させていただきます。

まず、1点目は、資料はお配りしてございませんが、徳島県と韓国・済州特別自治道との友好交流に関する覚書の締結について、御報告いたします。

去る1月24日から26日までの間、韓国・済州特別自治道のオ・ヨンフン知事を代表とする訪問団が来県され、25日には両県道知事の間で、友好交流に関する覚書を締結いたしました。

今後、済州特別自治道との連携を強化し、両県道の更なる発展へとつなげてまいります。

続きまして、2点目は、徳島県過疎地域持続的発展計画（令和7年度版）案についてでございます。

お手元に、資料1－1、計画案の概要及び資料1－2の計画案（全体版）をお配りしてございますが、資料1－1にて御説明させていただきます。

まず、1の概要でございますが、この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定めるもので、計画の推進に当たっては、毎年度見直しを行うこととしていることから、この度令和7年度の実施予定事業を追加するなど、計画の見直しを行い、過疎対策の充実を図るものであります。

2の今回追加した主な事業でございますが、施策体系ごとに記載させていただいております。

今後とも、全庁挙げて、市町村と一体となり、過疎対策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3点目は、P P Aモデルを活用した県有施設への電力供給開始についてでございます。

資料2を御覧ください。

本県においては、太陽光発電設備の地域への更なる普及拡大を図るため、初期費用ゼロ円モデルとなるP P Aを活用した県有施設への率先導入に取り組んでいます。

この度、令和5年度事業の対象施設である6施設への整備が完了し、令和7年2月1日より電力供給が開始されましたので、御報告いたします。

なお、令和6年度事業につきましては、令和7年4月1日の電力供給開始に向け、現在、対象となる9施設で整備を行っているところでございます。

今後とも、クリーンエネルギーの最大限導入に向けて、本事業をより一層推進してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山委員長

午食のため休憩いたします。（11時56分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。（13時03分）

坂東労働委員会事務局長

今議会に提出を予定しております労働委員会関係の案件は、令和7年度当初予算案でございます。

総務委員会説明資料により御説明申し上げます。

資料の3ページをお願いいたします。

I、令和7年度労働委員会主要施策の概要についてでございます。

1点目といたしまして、労働組合法、労働関係調整法などの関係法令に基づき、不当労働行為の審査や労使紛争の調整などを実施するとともに、個別的労使紛争の解決に取り組むことにより、健全で安定した労使関係が構築されるよう努めてまいります。

2点目といたしまして、労働委員会は労働基本権を擁護し、労使関係の安定化、正常化を促進するとともに、中立、公正な立場で、簡易、迅速に労働紛争を処理する専門的行政機関であり、事務局といたしましては、委員会の適正、円滑な運営をはじめ、審査等を行う委員を的確に補佐できるよう取り組んでまいります。

また、労働委員会の認知度向上を図り、利用促進につなげるため、関係機関と密接に連携し、各種広報や出前講座等の周知啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。

Ⅱ、提出予定案件の1、一般会計予算でございます。

（1）歳入歳出予算のア、総括表を御覧ください。

表の左から2番目の欄、令和7年度の当初予算額Aは1億1,044万8,000円であり、右隣の欄、前年度の当初予算額Bと比較して、90万5,000円、0.8%の増となっております。

財源内訳につきましては、一番右の欄のとおり、全額が一般財源となっております。

次に、5ページを御覧ください。

イ、主要事項説明につきましては、表の右側の摘要欄に記載のとおり、1、委員会費として2,295万5,000円、2、給与費として8,596万6,000円、3、事務局費として152万7,000円をそれぞれ計上させていただいております。

提出予定案件につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

この際、3点御報告申し上げます。

報告資料の2ページを御覧ください。

1の調整事件についてでございます。

調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議につきまして、両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な手助けを行うものでございます。

まず1件目、表の上段、事件番号、令和6年（調）第4号を御覧ください。

この事件の使用者の業種は、卸売、小売業で、令和6年9月24日に、就業規則等の改定、不誠実団体交渉について、労働組合からあっせんの申請があったものでございます。

この事件につきましては、あっせんを実施し、双方に歩み寄りを促しましたが、主張の隔たりが大きく、やむなくあっせんを打ち切ったものでございます。

次に2件目、表の下段、事件番号、令和6年（調）第5号についてでございます。

使用者の業種はサービス業で、令和6年10月1日に、組合員の賃金引上げを求めて労働組合からあっせんの申請があったものでございます。

この事件につきましては、あっせんを3回実施し、双方に歩み寄りを促しましたところ、今後、当事者間の団体交渉において詳細を話し合っていくこととなり、労働組合が申請を取り下げ、終結したものでございます。

続きまして、報告資料の3ページを御覧ください。

2の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

この表は、個々の労働者と使用者の個別的労使紛争について、令和6年4月1日から令和7年1月31日までの運用状況となっております。

表の上から2行目、相談の件数は329件となっており、その下の欄、あっせん申請の件数は4件となっております。

それより下の欄は、あっせん申請の内容となっております。

4件とも終結しておりまして、双方の合意成立により解決に至ったものが2件、相手方の不応諾により打ち切りとなったものが1件、取下げが1件となっております。

最後に、資料はございませんが、不当労働行為事件の申立てについて御報告いたします。

令和7年1月17日に、新規申立てが1件ございました。

本事件は、労働組合が医療福祉の事業者を相手方として、団体交渉に対する誠実な対応などを求めるもので、今後、当事者の主張や争点を明確にするための調査、証人調べなど

の審問を実施した上で、公益委員5名全員から成る公益委員会議により不当労働行為の有無を判断し、救済又は棄却命令を行うこととなります。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

福山委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

賃上げの関係で、簡潔にお聞きいたします。

徳島県賃上げ応援サポート事業になるのだと思いますが、1億5,000万円が先議になっていますよね。これはどういう流れなのですか。

井口労働雇用政策課長

2月先議でお願いしております賃上げ応援サポート事業の予算についての御質問でございます。

賃上げ応援サポート事業につきましては、6月補正予算でお認めいただきまして、国の業務改善助成金に県独自の上乗せを行いまして、上限額までは自己負担なく支援するとともに、社会保険労務士の申請代行費用の支援を行っているものでございます。

昨年、この国の業務改善助成金の申請状況が年間130件だったところ、今年は約3倍となります448件の申請が徳島労働局になされておりまして、多くの事業者に活用いただいたところになります。このことから、県が行う助成金の執行見込額が増えたところでございまして、1億5,000万円を追加でお願いするということになります。

岡本委員

1億5,000万円の中身は何ですかと聞いたんです。

井口労働雇用政策課長

その1億5,000万円の内訳が、国の業務改善助成金に県独自で上乗せする助成金の金額でございます。

岡本委員

1億5,000万円要するというのは、社会保険労務士のうんぬんで要るのではないのですか。

井口労働雇用政策課長

社会保険労務士への申請代行費用と業務改善助成金の上乗せで、6月補正予算で4,700万円をお願いしたところでございます。それに、今回の業務改善助成金の上乗せ分を足しまして、合計で必要な額が1億9,000万円程度になりますので、6月補正予算分を

引きまして、1億5,000万円をお願いするということになります。

当初、業務改善助成金の上乗せで考えていたのが4,000万円程度、社会保険労務士への上乗せとして考えておりましたのが700万円程度でございます。

社会保険労務士への申請状況も今現在見ておるんですが、ちょっとまだ正確な数字というのは見込めませんので、約700万円から1,000万円の間で多分落ち着くのではないかと考えているところです。

岡本委員

ちょっと分かりにくいんだけど、結局、要は1億5,000万円あれば大丈夫だから、1億5,000万円にして、先議ということでもいいんですね。そしたら、これを議案で見ると、繰り越しするんですね。だから、その辺はもう少し明確な理由が要と思うんです。先議して繰り越しするのだから。

井口労働雇用政策課長

今回、繰越予算案も併せてお願いしているところでございます。

この事業に関しましては、国の業務改善助成金を事業者の方が申請して、国から助成金の申請を受けた後に県へ申請いただくという形になってございます。

先ほど申し上げましたが、業務改善助成金が昨年の約3倍で、国も事務処理を進めているのですが、やっぱりちょっと遅れているところもございます。現在、県の締切りを3月10日とさせていただいておりますので、国の進捗に合わせまして、県の申請が遅れてくるであろうところを見込みましたので、今回、県で受け付ける期間も延長したいこともありまして、繰越しをお願いするということでございます。

岡本委員

要するに、期間を延長するのでしょうか。今言わなかったけれど、期間の延長はいつまでですか。

井口労働雇用政策課長

賃上げ応援サポート事業は、当初予算にも同様の事業をお願いしているところでございます。事業者からの事業申請の期間も考慮して、次年度の当初予算と申請の期間を合わせたいと考えておりますので、来年、もう1年先の3月まで延長したいと考えております。

岡本委員

今ので分かったんだけど、要するに、令和8年3月2日まで延長するのでしょうか。そこは、ちゃんと言っておいてくれたほうがいいと思いました。

もう一つ、徳島県賃上げ支援事業の進捗状況をいっぱい議論したところなんだけど、聞いていると大変なことなんだけど、ちょっと状況を説明してください。

井口労働雇用政策課長

賃上げ支援事業についての進捗状況という御質問でございます。

賃上げ支援事業につきましては、12月2日から今月末の28日までを受付期間としてございます。

申請の状況で申し上げますと、1月31日現在で767件の申請でございまして、申請の金額は1億5,200万円余りという受付状況になっております。助成金額の予算額の10億5,000万円に対しまして、余裕がある状況となっているところでございます。

県内の事業者にお話をお聞きますと、業務が多忙で申請がまだできていないとか、同様の国の支援事業において対応を行ったなどのお話を頂いていることに加えまして、申請の状況の中身を見ますと、上限50万円で設定しているのですが、20万円程度の申請が多く、上限一杯の申請の割合が少ないところもあります。

予算にはまだ余裕がありますことから、積極的な周知に努めてまいりたいと考えております。

岡本委員

要するに1月末で1億5,200万円で、まだ余裕があるから願います。そんな話ではないと思うのですが。確かに、余裕があって積極的にというのは分かるのだけど、もうちょっと進んでないといけないと思う。

いろいろ説明していると思うのだけど、難しいのか。これはちょっと大変な問題だと、私は実は思っているのです。

これも、多分繰越しみたいに当然なっているよね。この議案自体がもうなっているから。そこもいつまで繰り越すのですか。

井口労働雇用政策課長

現在の進捗から見ますと、まだまだ予定といいますか、県で積算した人数ほど申請がなされていないところではございます。

こちらに関しましては、積極的に周知に努めてきた結果ではございますが、まだまだ足りないのかもしれないので、積極的に周知を図っていきたいと考えております。

今回、繰越しも併せて願いますこととしております。こちらのほうも、今現在2月末を期限としておりますが、4月末まで2か月間、申請の期間を延長したいと考えているところでございます。

この期間を利用しまして、事業者の方に再度分かりやすく事業内容を説明したいと考えております。そういうことで、積極的な活用を促していきたいと考えております。

岡本委員

前の議会で、いろんな人から要望があって、2月28日までは無理だから延ばしてほしいと要望しました。そのときは3月末くらいかと思っていたのですが、現状だと、当然2か月でこれも4月30日。それは、まあ分かるんですけど、でも、やっぱりこのままだと、時間を延ばしただけで、増えるような雰囲気じゃないのです。

だから、そこを、しっかり部局として考えていかないと。ただ期間を延ばして、少なかったですでは済まない話であるので、そこは心して、みんなやってもらわないと困るんです。その声が本当に強いのです。

前にもう一つ言ったのは、これは多分全国初なんだけど、11億円は県単独なんですよね。この前の議会で、多分、補正予算で何かうまく補助金が出てくるんじゃないの、出てこないと後々のことがあるのでと、そう言ったので、私は多分あると思うんです。でも、あるんだったら、そのことは一番に言わないといけない話なんです。あるんだったら。あるはずです。そこは明確に言ってください。

井口労働雇用政策課長

賃上げ支援事業につきましては、9月補正時に活用できる財源等がなかったことから、一般財源にて予算化をお願いしたものでございます。

財源につきましては、賃上げに向けた地域独自の取組への支援としまして、11月に国に政策要望を行うとともに、自由民主党徳島県連の皆様と県と合同で、自由民主党本部にも同じ内容の要望を行った結果、12月に整備した国の補正予算にて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加が認められたところでございます。こちらの交付金を活用できるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

岡本委員

大事なことなのですが、要するに11億円全部がそれで大丈夫なのですか。それでお願いするのですか。

井口労働雇用政策課長

先ほどのこの11億円を、国の臨時交付金で対応したいと考えております。

岡本委員

本当にこれは大事なことなんです。

そこでしっかり、いろいろ頑張ってもらいたいんですけども、ただ経済産業部とうまくやらないと、労働雇用政策課だけっていうのは苦しい。何回も言うけど、きつい話をしているけど、ここだけじゃ無理なんです。しょせん無理な話であって、そこを含めて、経済産業部とも十分密にして、今までも取ってきたと思うんだけど、ちゃんと4月末には、もっと言えば、足りないですっていうぐらいになっていないと非常にまずいので、そのつもりでお願いします。

もう一つ、前に過疎対策のことも少し触れました。この前も言ったけど、これもここでやっていること自体、非常に無理があります。

あえて前の議会で申し上げて、持続可能な地域力創造事業を頑張ってもらえたと思うんです。いろいろ言ったから、この予算に何か助成金みたいなものが何かあるんだと思うんです。

そこはそこで頑張ってもらいたいと思うのですが、みんながもうちょっとその辺が分かるように、過疎対策ってちゃんと言ってくれないと、元々言っているところが過疎だから、ほとんどいないから、よろしくお願いします。

小山移住交流室長

ただいま岡本委員から、持続可能な地域力創造事業について御質問を頂きました。

11月議会の委員会におきまして、岡本委員から御質問も頂きまして、本県にはいろいろな地域づくりに積極的に取り組んでおられる団体とか集落がございます。その活動についても国から表彰を受けるなど、全国のモデルとなるものも多数ございます。

しかしながら、これらの活動を支援する仕組みが十分でないということで、優良事例の横展開が図られていないことや、活動者が高齢化いたしまして、後継者不足により活動の縮小化や停止といった事も生じてきているような課題もございます。

このため、今回、自治会や婦人会などが構成員となります地域運営組織が主体となって取り組む地域の活性化や、課題解決に資する取組について、その活動に要する経費の2分の1を県が支援したいと考えておりまして、補助上限額としては、1件当たり20万円。地域の人材だけでは解決できないような課題、あと関係人口を増やすという観点から、企業や大学と連携して取り組む場合には上限を50万円まで引き上げるといった措置を講じたいと思っております。

岡本委員

過疎対策は、金額だけじゃなくて、ちょっとした潤滑油があると非常にうまくいうか有り難い話で。本来は、昔はこういう制度があったと僕は記憶するんですが、また新たにさせていただいて、これは有り難いと思うんです。

でも、今のじゃまだ分からないので、もっと具体的に言うと、どうなの。もうちょっと、具体的にこういうのがいけますというのがあるよね。言える範囲でお願いします。

小山移住交流室長

ただいま岡本委員から、もう少し具体的にということで御質問を頂きました。

補助要綱等については、今後これからはなるのですけれども、補助対象となります取組の要件としまして、地域の活力の維持や集落の活性化など、地域の強みを生かしながら、持続的で発展性のある取組を行うことと、大学や企業との交流連携を考慮した事業内容とすることとさせていただいております。飽くまでも例示にはなるのですが、具体的には、地域の特産品を活用した商品の開発であるとか、地域の環境や資源を基にした新たなイベントなどを実施したりする場合とか、あと空き家を活用して何か地域の交流拠点を整備したりであるとか、地域の魅力をPRするような動画を製作したりといったことを想定させていただいております。

年間の補助団体数は、それぞれ事業費が異なると思いますので、予算の範囲内にはなるのですけれども、予算の積算上は、企業と大学を連携した場合を4件、それ以外は10件の計14件で計上させていただいておりますが、これは飽くまでも、予算計上上の話でございまして、提案に応じてということになるかと思えます。

地域運営組織等へ県が直接補助をすることとさせていただいております、県のホームページや市町村を通じ、補助対象団体を広く公募いたしまして、補助対象団体の決定に当たりましては、外部の有識者も含めた選定委員会を設置して、申請内容の審査を経て決定したいと考えております。

岡本委員

地域の人とか、市町村とか、いろんな人が本当に分かりやすい説明をしてください。いろいろこう上がってきたら、かなりの過疎地域が、今以上に元気になると思っているのです、よろしくお願いします。

もう一つは、先ほど部長からもあったのですが、徳島県過疎地域持続的発展計画は結構厚いです。令和7年度って書いてある。厚いのだけど、これは作っていただいているのだけど、この部局の予算を見ると、基本的にないのと同じなのです。当然今出ているから、この部局が中心になって作っているんだよね。例えば、市町村課とか、お金を持っているところとの連携は、どんな感じなの。まあ、全部こっちが責任あるけど。軽くでいいや。

小山移住交流室長

ただいま岡本委員から、過疎計画についての策定、市町村課や他部局との連携についてのお話を頂きました。

一応、過疎計画の策定に当たりましては、徳島県過疎対策戦略本部を設置しており、知事を本部長としまして、関係部局長を本部員とした組織を設置し、連携調整しながら策定作業を進めているところでございます。

今回御報告させていただいております令和7年度版の徳島県過疎地域持続的発展計画につきましては、前期計画の改訂版ということで、令和7年度に取り組む新たな事業等を盛り込み、修正案として御報告させていただいているものでございます。

岡本委員

新たに入ったものとか、先ほど全部見たんです。それはそれでいいのだけど、これがここから出てきたのは、多分初めてなんだけどね。

これが、ここの部署から出てくるということは、私から見ると思ってもみない話なので。でも結果で今そうになっているからいいんだけど。そしたら、令和7年だから、令和8年度から多分後期5か年が始まるのだけど、現状でいくとここでするのかな。

小山移住交流室長

ただいま岡本委員から、徳島県過疎地域持続的発展計画の後期計画についてのお話を頂いたかと思います。

今回御報告させていただいている計画については、令和3年10月に前期計画として策定したものでございまして、計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

今回の見直しについては、先ほど申し上げましたように、令和7年度の当初予算の計上事業について追加させていただいたものでございまして、施策体系など大きな枠組みを変更するものではありません。

一方で、議員お話しのように、令和8年度以降については、現時点で国から明確なスケジュールが示されていないところですが、令和8年度から令和12年度までを期間とする後期の計画を、令和7年度中に策定することとなると考えておりまして、過疎地域の市町村におきましては、県の計画等を踏まえ、市町村ごとにそれぞれ過疎地域の持続的発

展計画を策定することになると考えております。

岡本委員

令和8年度分をここでするなって、あえて僕は言ったのだけど、ここでするとは答弁しなかった。それが正しいと、私は思っています。私はですよ。

ずっと言っているけれど、今の組織形態自体がおかしいのであって、それで後期5か年計画をやれっていうのは、とてもじゃないけど無理な話です。僕に言わせれば、名答弁です。あえて言ったので、やらないと言っているけどね。やらないとは言わないけれども、名答弁です、私に言わせると。

ここでやっていただいていることは、有り難いです。有り難いですが、とても無理があるから、地方創生局の中に市町村課があって、いろんなお金を握っているところがいろいろ計画するということに戻して、後期も計画をしっかりと立てていただかないと。

話が戻るけれども、令和7年度に追加した分は、すごく大きいです。例えば結婚、妊娠に差し障る方、高齢とか、いっぱいある。それがまた次出てくる。何が言いたいかというと、ここで言っても仕方ないのかも分からないけれども、人事課にも私からも言いますが、本来の姿に戻って、過疎地域は本当に人口が少ないです。でも、やはり少なくても大変な状況だからちゃんとしっかりしてあげないと。石破総理になったことだし、地方創生をどうするか。地方創生局長、事務は無いのですね。正直な話、昔はそれが花形だった。分かりやすく言うと、市町村と県とのつながりはそこをうまくしないとできないのです。

そんなことも含めて、部長はよく分かっていると思うので、これも答弁はいいのだけれども、そうじゃないとお金とか人の流れがうまくいかないのも、しっかり頑張ってもらいたいと要望して終わります。

平山委員

私からは、大きく3点質問させていただきます。

まず初めに、各部局別主要事業の15ページ、住んでみんなで徳島で！移住交流拡大事業に関して何点か質問させていただきます。

この事業は、今年度初めて実施した本県単独の移住交流フェアを来年度も開催するための予算と思いますが、私もこの1月19日に開催された大阪フェアを視察させていただきました。午前中にお伺いしましたが、既に多くの方が来場されており、移住への関心の高さを実感したところでございます。

まず、今回実施した結果とその受け止めについてお伺いしたいと思います。

小山移住交流室長

ただいま平山委員から、移住交流フェアについての御質問を頂きました。

今年度、本県としては初の試みとしまして、東京と大阪において単独での移住交流フェアを開催させていただきました。

昨年11月9日に東京で開催させていただいたフェアにつきましては、86組113名の方に御来場いただいたのですが、委員にも御視察いただきました、今年の1月19日にイノゲート大阪で開催いたしましたフェアにつきましては、84組136名ということで両会場とも

100名を超える多くの方に御来場いただいたところでございます。

これも市町村はもとより、御出展いただいた企業や団体の皆様がそれぞれ各方面に周知していただいた結果であると思っております、行政だけでなく企業団体の皆様と一緒に取り組むことの重要性を改めて認識させていただいたところです。

来年度に向けましても、今年度実施いたしました反省点も踏まえまして、市町村の出展数を可能な限り増やすことはもとより、更なる集客力アップに創意工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

平山委員

大阪の来場者が84組136人で、昨年実施した東京会場とほぼ同じ来場者数ということで、多くの方に御来場いただいたことは一つの成果だと思いますが、そこからどのように移住につなげていくのかが肝腎であります。

移住フェアへの来場者へは今後どのようなアプローチをしていくのか、お伺いいたします。

小山移住交流室長

平山委員から、今後のアプローチについての御質問を頂いております。

移住フェアに御来場いただいた方につきましては、相談シートに御記入いただくとともに、来場者アンケートにも御回答を頂いております。

相談シートにつきましては、その方が訪問された市町村や企業などの各ブースの担当者に共有しまして、希望順に応じてそのブース担当者から個別に電話連絡や現地訪問をしていただくなど、具体的な移住や就業に向けた関係性を深めていっていただくようにしております。

個別相談に至らなかった方につきましては、アンケート結果を基に、県や市町村の移住相談窓口から、本県の最新情報や移住相談会の情報を継続的に発信いたしまして、移住フェアへのリピートや個別相談につなげていきたいと考えております。

さらに、当初予算で計上させていただいておりますオンラインコミュニティが開設できれば、移住フェアに来ていただいた方に御登録いただいて、県からの情報はもとより、市町村や地域の方とのつながりを構築しまして、相互の交流やオンラインでのイベントなどを通じて関係性を更に深めてまいりたいと考えております。

平山委員

アンケートの結果を基に、ブース出展者や県市町村の移住相談窓口からの継続的なアプローチをし、関係性を深めていくとのことですが、本県の移住相談窓口の体制はどのようなになっているのか教えてください。

小山移住交流室長

ただいま平山委員から、本県の移住相談窓口の体制についての御質問を頂いております。

県におきましては、移住交流に関して情報発信から移住相談までワンストップの窓口としまして、徳島駅のクレメントプラザ内にとくしま移住交流促進センター、東京交通会館

の中に住んでみんで徳島で！移住相談センター、そして関西本部の中にとくしま移住相談センターを設置させていただいておりまして、それぞれ専任の移住コンシェルジュを置いて移住に関する幅広い相談に対応できる体制を整えております。

また市町村におきましては、県が登録制度を設けまして、平成19年度から順次設置を進めてきた移住交流支援センターの設置が、昨年度全市町村で完了いたしまして、県と市町村が連携して移住者からのよりきめ細やかな相談ができる体制が構築できたところでございます。

なお、移住交流支援センターの全市町村での設置が完了したことを受けまして、徳島の駅ビル内に設置しておりますとくしま移住交流促進センターについては、電話相談が中心であることも踏まえまして、駅ビル内に設置する必要性が低下してきていることから、来年度から県の移住交流室内に移すこととし、専任の移住コンシェルジュを設置しまして、情報発信から移住相談まで、市町村の移住交流支援センターとの緊密な連携の下で、多様化する移住相談ニーズに柔軟に対応してまいりたいと考えております。

東京、大阪の相談窓口については、県がまとめて情報発信することの意義も大きくございますので、引き続き設置してまいりたいと考えております。

平山委員

理解いたしました。

全市町村にワンストップ窓口が設置され、県内における相談体制も整ってきたと思いますので、県の相談窓口の役割が変わってくるのは当然なことと思います。

また、電話相談が中心であれば、わざわざ賃料を支払って徳島駅ビル内に設置する必要もないように思いますが、相談窓口の見直し内容をもう少し詳しく教えてください。

小山移住交流室長

平山委員から、見直し内容についての詳細な説明をということでございます。

現在、徳島駅のクレメントプラザに設置しておりますとくしま移住交流促進センターにつきましては、移住交流に関するワンストップ窓口といたしまして、平成27年8月に設置させていただき、運営については毎年度公募型プロポーザルにより外部委託しております。

開設以降、令和5年度末までに延べ4,593件の相談に対応いたしまして、389名の移住につながったところでございます。

一方で、直近5か年の平均の年間相談件数が約570件でございますけれども、直接来訪しての対面による相談は80件程度と少なく、大部分が電話相談となっております。

そのため、昨年度、全市町村に移住交流支援センターが設置されたことも踏まえ、今年4月からは駅ビルから県の移住交流室内に移転し、移住交流室内で会計年度任用職員として専任の移住コンシェルジュを配置いたしまして、ホームページやSNSによる情報発信はもとより、市町村の移住交流支援センターと緊密に連携して、移住者からの多様な相談に対応してまいりたいと思っております。

なお、相談窓口等の電話番号などはそのまま引き継ぐことを考えており、土日祝日は閉庁日となりますので、東京の移住相談窓口への電話転送で対応するとか、当初予算で計上させていただいておりますLINE相談でも対応するなど、移住相談者への対応に遺漏のない

ようにしてまいりたいと思っております。

平山委員

県外からの移住希望者は、実際に徳島に来られる前には移住フェア等で情報収集したり、電話やメールで相談し訪問する市町村を決めると思いますので、各市町村に移住交流支援センターがあり、県に相談があった場合は市町村につないでいただければ、徳島駅ビルにある意味はないように思います。

4月1日から新体制で動き出すとのことですが、県外からの相談者や市町村関係団体が混乱しないように、周知広報を徹底するようお願いいたします。

移住者数は過去最高で推移していますが、先日総務省が発表した令和6年住民基本台帳人口移動報告では、本県の転出超過は拡大しております。移住フェアを通じて、徳島で暮らすこと、働くことの魅力を行政と民間が一体となって発信するとともに、きめ細やかな相談対応により、一人でも多くの方に徳島を選んでいただけるようしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたします。

また、二地域居住についても引き続き発信をお願いしたいと思えます。

続きまして、今回先議で提案しているP F A S測定体制整備事業についてお伺いします。

環境中での残留性や健康影響が懸念されるP F A Sについて、県で測定体制を整備し監視を強化するとのことですが、まず、この事業を実施する背景や事業内容について御説明をお願いいたします。

田中環境管理課長

ただいま平山委員から、今回先議でお願いしておりますP F A S測定体制整備事業につきまして、その事業の背景や事業内容についての御質問を頂きました。

P F A Sとは有機フッ素化合物の総称で、水や油をはじき、熱や薬品に対して強いため、これまで泡消火剤、金属メッキ処理剤などの幅広い用途で使用されてきました。1万種類以上あるとされているP F A Sのうち、有害性及び環境への影響が懸念されるP F O S及びP F O Aについては、既に製造輸入等が禁止されるとともに、河川、地下水及び水道水の暫定目標値は、1 gの10億分の1の単位であるナノグラムで表すと、水1 L当たり50ng以下に設定されています。

県ではP F O S及びP F O Aについて、都道府県が必要に応じ水質測定を行うという水質汚濁防止法に関する国の通知に基づき、令和5年度から民間の分析機関への委託により、水道、農業、工業などの利用面から重要な河川を重点的に、計画的な水質調査を実施し、暫定目標値未満であることを確認してきました。

最近の全国での検出状況を受けまして、迅速な検査体制を構築し県民の安全・安心を確保するため、P F A Sの測定機器を県の機関で整備し、河川地下水等の監視強化を図ってまいります。

平山委員

しっかり監視していくことが必要であると理解いたしました。

では、なぜ2月先議による提案をしたのか教えてください。

田中環境管理課長

平山委員より、2月先議とした理由について御質問を頂きました。

全国の河川、地下水において、暫定目標値を超えるP F O S等の検出が相次いでいることを受け、国は昨年11月に河川や地下水で暫定目標値を超えるP F O S等が検出された場合、都道府県等が取るべき対応についてまとめたP F O S及びP F O Aに関する対応の手引を改定し、新たに飲用による暴露防止の徹底を盛り込むとともに、昨年12月に水道水について暫定目標値よりも規制が強い水質基準へ引き上げる方針を示したところです。

本県におきまして、暫定目標値を超えるP F O S等が検出された場合、国の対応の手引に基づき関係部局とも連携し、利用者に対して飲み水による摂取の防止を徹底することはもとより、汚染範囲を特定するため、周辺の河川、地下水について迅速に調査を行う必要があります。

このため、万一P F O S等が暫定目標値を超えた場合に備え、県が測定する体制の整備が急務であると考えています。

令和7年度当初予算での要求の場合、機器の納入が令和7年度末となるのに対し、2月先議の場合、今年秋頃に機器が納入される見込みであり、機器の調整、事前検証を含め来年度中の測定体制確立に向け、この度先議により提案させていただいたところでございます。

平山委員

緊急時に備え、早急に測定体制を整備する必要があることは理解いたしました。

では、今後検査はどのように強化していくのか、教えてください。

田中環境管理課長

検査をどのように強化していくのかについて、御質問を頂きました。

これまで水道、農業、工業などの利用面から重要な吉野川、勝浦川、那賀川等の河川の環境基準地点26地点について、民間の分析機関への委託により計画的に検査を実施してきたところです。

令和5年度は、吉野川、勝浦川、那賀川等の11地点で測定し、全て暫定目標値よりも十分低い値であり、測定結果については県のホームページにおいて公表しています。

令和6年度につきましては、旧吉野川、今切川、海部川等の11地点で測定中でございます。

保健製薬環境センターでの測定体制が確立した後は、調査対象を河川はもとより、地下水、海域に拡充することにより、これまでより多くの地点について県内の状況を把握するとともに、測定結果については県のホームページ等で公表する予定でございます。

また、暫定目標値を超えるP F O S等が検出された場合には、県民の安全・安心の確保に向け、周辺の河川や地下水の調査を行ってまいります。

平山委員

全国各地で高濃度のP F A Sが検出されていることについて、新聞やテレビ等で報道さ

れており不安に思っている県民の方も多いと思います。

県民の皆さんの不安を軽減するためにも、県が早急に測定体制を整備し、しっかりと水質の監視を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、報告事項にもございました県有施設の太陽光発電設備の率先導入事業に関して質問させていただきます。

当委員会において、これまでも何度か本事業に関する質問をさせていただきましたが、いよいよ第一弾の6施設で電力の供給が開始されたということで、着実な事業推進が図られていると感じています。

引き続き、計画的な導入拡大に取り組んでいただきたいと思います。まずは令和6年度事業及び令和7年度に向けた取組について、改めて現在の進捗状況について教えてください。

松本脱炭素推進室長

ただいま平山委員より、県有施設への太陽光発電設備の率先導入事業の進捗状況について御質問いただきました。

まず、令和6年度事業につきましては9施設で事業を進めておりまして、施設名を申し上げますと、動物愛護管理センター、自治研修センター、あすたむらんど、そして以下、学校施設となりますが、城ノ内中等教育学校、徳島北高校、徳島商業高校、小松島高校、つるぎ高校、最後に、池田支援学校美馬分校及び同じ敷地内にあります発達障がい者総合支援センターアイリス、これら9施設におきまして、現在施工中の状況でございます。

進捗といたしましては、天候や学校行事等の日程調整の関係もありまして、工程に若干の遅れが出ている施設も一部ございますが、全ての施設で3月中旬には工事が完了いたしまして、4月1日には電力の供給が開始できる見込みとなっているところでございます。

また、令和7年度事業の実施に向けましては、新たに4施設を対象としまして、2月中にはPPA実施事業者の公募を開始すべく、現在準備を進めているところでございます。

平山委員

承知いたしました。

令和7年度は4施設を予定しているとのことですが、これまでと比較し、対象施設が少ないところですが、設備規模がどの程度になる見込みなのか、可能な範囲で事業内容について教えてください。

松本脱炭素推進室長

令和7年度の事業規模などについて、御質問を頂きました。

今回、令和7年度の公募の対象とします4施設の設備容量の規模としましては、屋上面積、また、使用電力量等から勘案した想定値とはなりますが、約610kWを見込んでおりまして、今回電力供給開始となりました、第1弾の6施設分の設備容量とほぼ同じ規模となっております。

加えて、今後公募を行った結果、事業者からの提案内容によりましては、更なる導入量の増加も考えられますことから、まずは一定の規模を確保していると考えております。

また、事業内容としまして、この4施設全てにおきまして、大規模災害発生時の電力レジリエンス向上に向け、本事業で新たに蓄電池を導入する予定としております。

加えて、今回は、令和7年度における事業期間を十分に確保し、速やかな事業者選定に向け公募を開始するため、早期の事前調整が可能な4施設を対象としまして、事業を進めているところでございますが、今後、本事業の財源となります環境省の交付金の来年度の内示の状況等も見据えながら、他の候補施設との調整も続けまして、可能でありましたら、追加の公募につきましても、年度中で検討してまいりたいと考えております。

引き続き、計画的かつ最大限導入が図られるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

平山委員

令和6年度の事業も順調に進んでおり、令和7年度に向けても、設備容量として一定規模の導入が見込んでいることと、また、今後の状況に応じて、追加の設備で行うことも検討しているとお聞きし、安心いたしました。

引き続き、県が率先したクリーンエネルギー導入の取組を着実に進めていただくよう、お願いいたします。

北島委員

まず令和7年度の当初予算に計上されております6,500万円、徳島新未来創生プロジェクトについて尋ねたいのですが、まず、私の認識ですけれども、もし違っていたら後で訂正をお願いします。

今回の徳島新未来創生プロジェクトの元になるというか、これは説明にも書いてますけれども、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用しと書いておられます。これは、要は平成28年から厚生労働省が始められたものであるということと、これに採択されたと、以降3年間はしますという分ですよね。

これについて、徳島県はいつ採択されたか、まず教えてください。

井口労働雇用政策課長

徳島新未来創生プロジェクトについて御質問いただいているところでございます。

委員御紹介のとおり、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用するところでございます。

こちらは、現在、徳島県では二つのプロジェクトを採択していただいているところでございます。

現状で、令和4年、令和5年、令和6年でしているプロジェクトが一つ、それと、昨年採択されまして、令和6年、令和7年、令和8年でやっているものという、2本の事業をしているところでございます。

委員のお話にありました、この資料でいうと6ページ目の事業になるのですが、当初予算で提案させていただいている、こちらにつきましましては、現在、ちょうど今年度で切れるプロジェクトの後継のものとして、新たに申請しようとしているところでございます。その部分で、まだ採択にはなっていないのですが、今のところ、国に事業の採択に向けて申請

を出しているところでございます。

北島委員

今申請している部分がこれなのですね。

ということは、令和4年、令和5年、令和6年は前の分ですね。この3月で終わる、今回で終わるという分が採択されていたのですよね。

それは今、事業としては全部終わってしまったという状況ですか。

私が見ているのが、多分、その令和4年、令和5年、令和6年の分だと思います。とくしま地域活性化雇用創造プロジェクトが、令和4年に採択されたものかなと。それで、私が見ている間違っていたら訂正してください。事業規模が2.6億円という分が、この令和7年の3月ですよね。来月で終わる分が、今も動いている状況なのかどうか教えてください。

井口労働雇用政策課長

現在、徳島県で、この国の、活用している事業が二つあるとお話しさせていただきました。令和4年度に開始させていただき、県の事業では、徳島ものづくり産業雇用創造プロジェクトという名前で実施させていただいておりました。もう一つ、その事業が徳島地域雇用再生プロジェクトというところで実施させていただいております。

令和4年度から開始させていただきました、徳島ものづくり産業雇用創造プロジェクトが終了しますので、後継事業として新たにまた国に申請を上げている状況でございます。

北島委員

これは事業テーマですよ。今、ものづくり産業の活性化が事業テーマとして出されているような、一種の文言ですよ。これが終わるのは分かります。そして新しいものを出してくる、これはこの部分。

じゃあ、今までやった部分を踏まえて、多分、この前の部分の製造業がメインかと思います。今回もまた製造業を中心に組みたいと。今回の新しく今申請している事業が、これまで3年間やってきたのとはほぼ同じ、厚生労働省もプロジェクトも一緒なので、元は一緒です。そこの部分の成果を踏まえた上でやられているのか、もう全く新しい考え方でやっているのか。そういったところは、今回の予算を計上するに当たってどういうふうに考えられているんですか。

井口労働雇用政策課長

この事業は、企業に対しての事業、求職者に向けての事業、それをつなぐ就職促進の事業という三つの柱で、それぞれ構築しまして、良質な雇用を生んでいく事業でございます。

令和4年、令和5年、令和6年としている事業につきましては、当初で予定していた雇用創出の人数は達成されている、達成されていく見込みでございます。

ただ事業を実施する中で課題を挙げさせていただきますと、人口減少の中、引き続き人材確保が難しいというのはあるところでございます。

それに加えて、企業においても、採用活動や人材確保に関しまして、積極的に取り

組んでいる企業との若干の温度差も、少しずつ見えてきているところでございます。

また、企業におかれましては、後継者の問題等々というところで、事業継承者をどうしていくのかといった今後の経営についての課題も、いろいろ明らかになってきているところでございます。

今回のプロジェクトで、特に企業や事業者向けにつきましては、今後の人材獲得や人材確保に向けての経営者層への積極的なアプローチというところを、セミナーや訪問で支援したいと考えております。

また、今後の会社を担っていくような世代である中間層に向けて、スキルアップや今後の会社の経営に対しまして必要なスキルのセミナーなどを実施したいと考えております。

北島委員

非常に問題になっているところは、把握されていると思います。

その把握の中で、前の話ばかりして申し訳ございませんが、前回このプロジェクトを申請するに当たっての資料が公表されていますけれども、若い人もおられますが、商工会連合会や県内企業、様々な方にヒアリングなり調査を要望しておられました。

今回の新しいプロジェクトに関しても、そういったヒアリング調査をされていますか。

井口労働雇用政策課長

このプロジェクトに際してでございます。

プロジェクト全体の進捗管理につきましては、委員からお話しのありましたとおり、経済団体や高等教育機関、関係者と協議会を作っておりまして、年度年度でその事業内容や成果について報告させていただいているところであります。

今回のプロジェクトの申請に当たりまして、事前に内容等や計画につきまして審議いただき、了解いただいたものを申請するところでございます。

北島委員

分かりました。

じゃあ、今度はこの中身ですよ。中身だと思います。企業向けの支援や求職者向け、この三つの大きな柱がありますけれども、それぞれに2,000万円、1,300万円とあります。じゃあ、この中身をどういうふうにしていくかを考えていかなければいけないと思います。

セミナーをすればそれでいいとか、話を聞けばそれで人が集まるわけではない。製造業に限定もされています。また、製造業の中にも様々な規模の方がおられますし、地域の関係もあると思うので、きめ細やかなとよく言いますが、そういったところにやはりちゃんとはまっていくというか、そういうふうなセミナーならセミナーを考えていく必要があると思います。ここは引き続いて、今の協議会の話は年1回でしたね。報告や話を聞くというのは、2回ですか。

ですので、もっと多く、経済って動いていますので、いつどうなるか分からないので、そういったところもやっぱり最新ニーズをまず把握していただいて、それに見合う対応を柔軟にさせていただきたいと思います。

これはそれでいいんですけど、今回、生活環境部において予算がたくさんございます。

大まかな話ですけども、ちょっと気になるというか、私も今質問させていただきました。

また、デジタル技術を活用した雇用促進事業は800万円ですが、ここにも人材マッチングモデルの事業の実施と、これはモデル事業になりますが、この目的が、育児、介護をはじめとする家庭の事情等による短時間勤務を希望する者や、就業意欲のある高齢者などの潜在的な労働力を活用するためとあります。

これを事業として上げるときに、先ほども言いましたが、まず、ニーズというか、潜在的なこういう短時間労働を望まれている方が実際どれだけいるかを把握されているのか。そういった方々を、こういったマッチングとか、いろんなその就業環境普及を行うモデル事業を支援するマッチングシステムの構築、普及啓発に要する経費800万円を掛けて、潜在する方々がどれだけ就業されたか、どこに目標を置かれているのかを教えていただきたいです。

まちづくりとかでも、部が違いますけど、よく事業効果B／Cを言います。掛けたコストに対してどれだけの効果があったか。今回も掛けたお金800万円で一人就労できたらいいのか、例えば、そういった意欲がある方1,000人が、一人800万円掛けた分で就労できたら良しとするのか、1,000人おられたら500人がそういった就労をできたらいいのか。というのがオッケーなのか。そういった観点で、この事業をどういうふうに考えているのか、ここはまた後でいいです。

それと、同じような考え方で、タクシー運転手確保支援事業があります。タクシーの運転手が不足している。これは全国的にそうです。徳島も特にですけども、これが400万円となっています。この400万円がなぜ400万円なのか。県内にどれだけのタクシー事業者がおられて、そのタクシー事業者それぞれが、当社は何人足りないのだとか、あとこれだけタクシー台数があるから、これだけ運転手を構えたいのだという、要は実情に対して、うちは10人足りないのだけど、取りあえず5人だけは確保したいのだ、でなければ会社がもたないんだというニーズ、状況がよく見えてこないのです。だから、この400万円なんだ、だから、800万円なんだ、必要なのだというところがすごく見えにくい、今回の当初予算なのかなと感じております。

これを初めて見たときに、会派の中でもそんな話になりました。細かく書けば今度は細かくなってしまうのですが、よく会社の仕事でも言いますけれども、5W1Hです。いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、How、Hはどのようになるのですけど、それにやっぱりこの予算の中で掛かってくるのは、How Muchなのですよ。どれぐらい掛かるか。で、How Many、規模ですね。どれだけの規模に対して、どれだけの金額で、どのようにしたら、こういう効果を得られる、求めるといったことが分かれば、県民の皆様に分かりやすい気がするんです。

それと、この資料を作るのは、企画総務部でしたか。まとめるのは、企画総務部ですか。後で言おうと思いましたが、ここでもう言っておきます。

透明度UPとか、当然知事の思いですのでいいと思います。安心度UPとかに分けるのはいいですけど、やっぱり一番分かりやすいのは、事業者の皆様、製造業の皆様に今回使える予算、事業はこれ、農業されている方についてはこういったものがありますというまとめ方をするほうが。多分このままホームページに出ますよね。

生活環境部は、経済産業部とも近いところがあります。そういったところをまとめて公

表していくような、それこそやっぱり横串です。そういった感じで、分かりやすい予算の見せ方をお願いしたいと思いますし、改めてそのニーズの把握というところ。今二つ言いましたけれども、できれば、こういったニーズの中で、県としてこれだけのお金を掛けて、こういった効果を生み出したいという明確な資料を頂けたらと思います。最後要望ですけど、以上です。

東条委員

それぞれの方がおっしゃっていましたが、岡本委員が言われた賃上げ支援、実は私ももっと要望があるかなと思っていました。開けてみたらそうではない状況ですが、私も何件か相談があったんです。やっぱり県の窓口や商工会議所に聞いてもらおうと思って、その連絡先を言ったのですが、ちょっと分かりにくいのかもしれないので、もう一回その辺も窓口で聞いていただいて、せっかく県が計画してくれているから、是非フルに活用していただけるように、私からも要望しておきたいと思います。

それと、私は代表質問でDVの問題とかちょっと言ったのですが、その時に、DVも男性の相談が最近増えてきているということで、今回窓口を設置していただくので有り難いと思うんです。

この相談件数は、今どのくらい男性から上がってきたりしているのか、教えていただけますか。

大西男女参画・人権課長

ただいま東条委員より、男性のDV被害者の相談件数について御質問を頂きました。

まず、相談窓口設置の経緯について、そこからちょっと説明させていただきたいと思います。

県のこども女性相談センターにおきまして、配偶者暴力相談支援センターの機能を担っていただいております。そこで、女性のDV被害者の安全確保や心理面への配慮により、男性DV被害者に対する支援が十分に行われていないことが課題となっておりました。

そこで、昨今、委員からお話がありましたように、男性のDV被害が顕在化してきたことから、性別を問わず安心して支援を受けられるようにするため、男性DV被害者等に対応しました法律相談の窓口を、新たに設置するとしたものでございます。

相談件数でございますけれども、県内の配偶者暴力相談支援センター及びときわプラザにおける男性DV被害者からの相談件数は、年間数件程度となっており、決して多い数ではございません。

ただ一方、県警のDV事案への対応状況によりますと、男性を被害者とするDV事案は、全体の4分の1ほどを占めており、また若干増加傾向にあると聞いているところでございます。

東条委員

分かりました。

私も言ったのですが、ジャニーズの事件とか、小さい時に性暴力を受けたりして、それがトラウマで、ある程度年齢がきてから相談にというようなこともあったり、男性は

なかなか相談に行きづらいというか、男の人が行ったらいけないような雰囲気もちょっとあったりするので、そういう素早い対応はやっぱり要ると思うんです。この相談窓口はどこに置くのですか。

大西男女参画・人権課長

設置場所につきましては、ときわプラザに設置しようと考えております。

東条委員

今、DVで、男性の場合なのですけれども、ちょっと注意していただきたいのが、本当は加害者かもしれないのに、自分が暴力を振るったことを言わないで、妻がこんなひどいことをする、無視されているとか、自分が被害者ということで相談に来るケースもやはりあるのです。

それで、相談はどういう方にしていただけるのかということも、大事だと思うのです。

予算の金額を見たらすごく少ないので、どんな方にしていただけるのかが気になったので、お聞きしたいです。

大西男女参画・人権課長

どのような方が相談に応じるかということでございます。

今回、ときわプラザに相談窓口を設置しますけれども、事前予約制で予約を取って相談に来ていただくように考えています。そこで相談に応じてくれる方は、DV問題に経験豊富な弁護士が面接相談に応じる体制を考えております。

東条委員

72万5,000円という予算なのですけど、これで大丈夫でしょうか。

それともう一つ、今回、性的マイノリティの相談窓口も設けてくれるのですね。それで、65万円となっているのですが、この窓口も、どこに置いて、どんな方が相談されるのかもお聞きしたいです。

大西男女参画・人権課長

金額の件でございますけれども、先ほども申しましたように、事前予約制で、予約が取れた時に、その弁護士さんに来ていただく形になります。常駐ではございませんので、経費はこの程度で大丈夫かと考えております。

それから、この度、性的マイノリティの方の相談窓口も設置させていただこうと考えているのですけれども、これも民間の専門の心理士を抱えている専門の団体を念頭に予算化を予定しております。

ここも、このぐらいの価格で大丈夫かと考えております。

東条委員

分かりました。

確認させていただいたのは、命が懸かってないような普通の相談ではなくて、人の命が

懸かったような相談は少し重い相談になるかと思うのです。そこで、せっかく勇気を出して電話してきても、2次被害などの対応になったら、もう二度と電話しなくなると思えますし、その人の人生を変えてしまうような状況になるかと思いますので、やはりしっかり対応していただけるような状況を作っていただきたいということを要望しておきます。お願いします。

岡田（晋）委員

それでは、交通政策課にお聞きします。

2月補正予算で700万円計上されております、路線バス等利用環境整備支援事業についてです。

1番目の路線バスの案内表示の充実で、外国人旅行者等が路線バスを利用する際の利用環境の向上を図るため、運賃表示器における多言語対応の充実を図るとありますが、具体的な言語数と対応の方法について教えてください。

橋本交通政策課長

ただいま岡田委員より、2月先議でお願いしております路線バス等利用環境整備支援事業のうち、バスの案内表示の充実についての御質問を頂いております。

この事業は、国内外から来県される旅行者等のストレスフリーな移動を実現するために、県内の幹線系統バス事業者の利便性向上に係る取組を支援するものでございます。

現在の幹線系統バスの車内の案内表示につきましては、日本語のほか、英語、韓国語、中国語の四つの言語で表示しておりますが、次のバス停の案内が一時的にしか表示されないなど、土地勘のない来県者やインバウンドの方にとっては、情報が読み取りにくいといった御意見も頂いております。

国際定期便の就航をはじめ、多くの旅行者の来県が予想されますので、路線バス車内の案内表示を視覚的に分かりやすいよう、例えば路線の終点や、二つ、三つ先までバス停の表示ができるような形でありますとか、繰り返し表示できるようなものにするなど、案内の充実を図れるよう支援したいと考えています。

岡田（晋）委員

幹線系統バスを運行するバス事業者とは、どの事業者を対象としていますか。

また、その幹線系統とはどの路線を想定しているのでしょうか。

橋本交通政策課長

幹線系統バスということで、御質問を頂いております。

幹線系統バスにつきましては、複数市町村をまたがるようなバス路線でございまして、県内におきましては、徳島駅を中心に22路線を運行する徳島バス、それから三好市で一路線を運行する四国交通、それから阿南市と那賀町間で一路線を運行する徳島バス南部の3社で運行しております。

予算案の検討の際、事業者への事前の意向調査によりますと、徳島バスで実施意向がございまして、今回の支援により、徳島県を中心に鳴門市や板野町、吉野川市、阿南市など

の路線の案内表示の充実が図られるものと考えてございます。

岡田（晋）委員

2番目のバスロケーションシステムの導入推進についてですが、説明ではJ R徳島駅と徳島阿波おどり空港間を結ぶ空港リムジンバスの利便性向上を図るためとありますが、バスロケーションシステムの内容と、具体的にこういった利便性の向上が図られるのかをお聞きします。

橋本交通政策課長

岡田委員から、路線バス等利用環境整備支援事業のうち、バスロケーションシステムの導入について、御質問を頂いております。

この事業につきましては、J R徳島駅と阿波おどり空港間を結ぶ空港リムジンバスの利便性の向上を図るため、バスの運行や通過状況が分かるシステムの導入に係る経費の一部を支援するものでございます。

空港リムジンバスの、徳島駅から阿波おどり空港に向かう便につきましては、徳島中央公園、徳島大学前の二つのバス停がございしますが、これらのバス停ではバスの運行や通過状況を情報提供する仕組みが現在ございません。

バスの運行や通過状況が分からないということは、バス利用者にとって不安を感じる一因となつてございますので、当事業によりまして、途中のバス停でもリムジンバスの位置情報や通過情報が分かるようにシステムを導入しまして、利便性の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

岡田（晋）委員

今後想定されるバス利用に係る改善事項については、利便性向上のため、補助の拡大を行っていただきたいと思います。

そして、県民の交通手段の確保向上のためにも、よろしくお願いします。

次に、同じく6,000万円計上されております、路線バスにおけるキャッシュレス決済導入推進事業について、お聞きします。

説明では、路線バスでのキャッシュレス決済の導入を推進し、利便性向上及び精算業務の効率化を図るため、全国相互利用可能な交通系ICカードの導入に要する経費の一部を支援するとあります。

乗車カード機能及び電子マネー機能付きカードは、SuicaやPASMO、ICOCAなどが考えられますが、具体的にはこういった交通系ICカードなのか、また導入方法についての試案をお聞かせください。

橋本交通政策課長

ただいま岡田委員より、路線バスにおけるキャッシュレス決済導入推進事業についての御質問を頂いております。

この事業につきましては、路線バスへのキャッシュレス決済の導入を推進し、利便性向上及び精算業務の効率化を図るため、交通系ICカードの導入に要する経費の一部を支援

するものでございます。この交通系ＩＣカードが導入されますと、バス車両の入り口、それから出口に設置する読み取り機に、乗車時や降車時に交通系ＩＣカードをかざすことで運賃の支払ができる仕組みでございます。

交通系ＩＣカードの種類につきましては、現在バス事業者で調整が進められておりまして、全国で相互利用が可能な交通系ＩＣカードが導入されますので、例えば、Suica、PASMO、ICOCAなど相互利用できるカードでありますと、どのカードでも利用できる環境になると聞いております。

岡田（晋）委員

具体的には、県内を運行する幹線系統バス事業者に、こういった補助の内容と規模、台数について想定されているのでしょうか。

橋本交通政策課長

補助の内容と規模、想定台数ということで御質問を頂いております。

この補助によりまして、整備される機器としましては、乗降時にＩＣカードを読み取れる車載器のほか、システム運用に係る必要なシステムの構築費、ＩＣカードを発券するための機器などを想定してございまして、事前の意向調査の中では、徳島バス、それから徳島バス南部において、導入の意向があると聞いておりまして、それを基に計算しますと台数が80台程度になると想定しております。

岡田（晋）委員

バス利用がとても便利になり、徳島が少し遅れを取り戻せると期待しております。

私も、鴨島の上下島から徳島駅、そして県庁前まで、バスを乗り継いで県庁に来ることもしばしばあります。現金や回数券を取り出して一々数えて出していますので、都会と比べての不便さは我が身に感じています。一日でも早くバスの全車両に導入ができますよう、県の支援をお願いしたいと思います。

それと、ＪＲ各駅についても導入を是非進めていただくよう、県からも働き掛けをよろしく申し上げます。

岡委員

令和7年度当初予算の、交通政策課の計画調査費の未来へ続く「鉄道ネットワーク」事業って、具体的にどういうことなのでしょうか、教えていただけますか。

橋本交通政策課長

ただいま岡委員より、令和7年度当初予算に計上する未来へ続く「鉄道ネットワーク」事業につきまして、御質問を頂いております。

この事業につきましては、ＪＲ四国や阿佐海岸鉄道の利用促進を図るということで、意識啓発でありましたり、利用を促進するためのイベントでありましたりという費用について、予算計上をお願いしているものでございます。

岡委員

分かりました。

先ほど、バス会社の質疑も出ていました。バスは1億円幾らとか設備を入れてと言っていますけど、本来、交通系ICカードはJRでも使えますよね。多分そういうところで利便性を上げていかないと、利用者を増やすとイベントを実施したところで、そのときは人が集まるかもしれないけれど、ということをちょっと思ったので。

知事も多分就任当初から、JR、JRとよくおっしゃっていたと思うので、余りにも方向性がよく見えないとちょっと思ったので、それに應えるのかなと思ったけど、イベント形式なんですね。

あともう一点だけ。一番最初に岡本委員が聞いていた賃上げ、相当申請数が少ないということですけども、原因として考えられるものをもう一回教えてください。

井口労働雇用政策課長

賃上げ支援事業について、利用が低調な原因ということでございます。

私のところに頂いているお声が、申請に当たってまだ手続きできていない、業務が忙しくてまだ申請ができていないであるとか、あと年度末に向けて忙しいので、まだ手が付けられていないということを行っています。

あと、申請金額が上限50万円でしたが、1件当たりの平均申請金額が現在20万円程度で、まだちょっと上限までいっていない申請も幾つか見られるところでございます。

あと、同様に支援するような国の制度もございまして、そちらのほうで賃上げの対応を行ったというお声を聞いているところでございます。

岡委員

ちょっと僕も不勉強であれなんですけれども、申請の上限が50万円ですよ。それが20万円というのは、どういう理由が多いのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

これまでに交付決定させていただいた件数から、こういった業種の方が多いのかを、まずお話しさせていただけたらと思います。

一番多いのが、製造業の方、次いで、宿泊・飲食の方、小売業の方、そして医療、福祉でございます。

業種によれば、多くの非正規労働者の方や正規の方に申請していただいているところでございますが、一部では、1件の申請で非正規の方3人での申請も頂いているところでございます。

全ての方が可能な事業者、それぞれ採用の状況であるとか、いろいろ多々あるのかと思いますが、引き続きいろいろ周知はしていきたいと考えております。

岡委員

50万円を申請できるのだけど、20万円しか申請してきていないということではないですよ。

井口労働雇用政策課長

要件に合う方が申請してきている数になりますので、事業者によれば、上限まで申請していないところがあるということでございます。

勝川生活環境部長

制度としまして、正規雇用につきましては一人当たり5万円、非正規につきましては3万円という支給をしております。

それで、一事業者として最大50万円という上限でございまして、先ほど課長が申しましたように、例えば非正規3人分しか申請していないところについては、9万円の申請という形になっております。

岡委員

非正規の方を3人しか雇っていないのであれば分かるのですが、ほかに50万円申請できる資格、要件に当てはまっているところでも、そういうところが結構あるということなのですか。そうではないですね。

井口労働雇用政策課長

こういった賃上げの事業について、労働局でも同様の事業がございます。そちらの申請もされたのかなというところがございますが、労働局の事業が、雇用保険が掛かっている週20時間以上勤務されている方を対象として、賃上げの支援をする事業でございます。

県では、それにかかわらず、正規で働いている方ということでございますので、例えばですが、週20時間以上で雇用保険が掛かっている方は労働局の事業を申請し、対象でない方は県へ申請するといったものがあるとお聞きしているところでございます。

岡委員

ちょっと理解力がないのであれなんですけども、そんなややこしい申請の仕方をするから、皆が混乱するのと違いますか。

お金が確保できるのでしょうか。だったら、かぶって全部が50万円という決まりではないのですよね。こちらに出していても、50万円申請できる場合もあるわけです。

ここで聞いたって分からないし、何か分かりやすくいろんなところに説明に行ってと言ってますけども、さんざん考えて今の説明の仕方考えたのでしょうか。これから更に分かりやすくもっと丁寧な説明とは、どんなことを検討されるのだらうと、正直疑問なのです。

制度として、ある程度組み上げているはずなのです。多分皆さんいろいろ話を聞いているから分かるのだらうけど、僕は余り聞いていなかったの、今の聞いても、別にこっちで申請すると言ったって、こっちで申請したっていいのでしょうか。いいのですよね。もらえるのでしょ。もらえないのですか。上限が合わせて50万円なのですか。

井口労働雇用政策課長

非正規の方の処遇を改善したというところで、労働局でも同じように、一定の幅の賃上げをした非正規労働者に対しまして支援するものでございます。ですので、同じ方が重複しない形で県に申請いただくように、制度としては作っておりますので……

（「こちらでもらったら、もらえないということですね」と言う者あり）

はい、そうです。

岡委員

いろんなところでそんなものを作るから分かりにくいのであって、初めから一本化しておいたら、そんなややこしいことにもならなかったのと違いますか。今さら制度を全部一からやり替えとは言いませんが、よく考えて、それを一個一個照らし合わせていくのでしょうか。こっちに申請しているかとか、それをチェックするだけでも結構な手間かなと思います。何でそんなやり方をしたのだらうと、正直よく分からない。ちょっと今聞いていて、何でなんだろうなと思ったので。

こんなややこしいことをされたら、おっしゃったように、いろんな会社は年度末だろうと思うのです。今の時期って忙しいじゃないですか。それで、さっきちょっとおっしゃったのが、もう一回いろんな企業を回って説明を行ってって、正直迷惑だと思います。皆、手が一杯でしょ。そんなに人員を抱えて、ゆとりがある状況でやっている会社って、そんなにないと思う。まずは決算に向けて、いろんなことをやって。期間は延ばすとおっしゃっていたので、それでいいと思うのですが、もうちょっとやり方を考えてやったほうが良かったらうし。

そもそもが、僕は無理やりな賃上げは反対と言っていましたので、こんなことになって、もしこれで申請がうまくいかずに、それが原因で会社が大変なことになったら、誰が責任取るのですか。ということ非常に危惧しておりますので、多分今行ってもちょっと厳しいと思うのです。話を聞いてほしいと言っても、手が付かないと言っているような状態なんだったらね。

その辺はしっかりと時期を見定めて、分かりにくい制度で申し訳ないけど、もう一回きちんと説明させてほしい。こちら人も人がいないのは分かっていますけど、申請のサポートは全力でしっかりとやってほしいと要望して、終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、生活環境部・労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時37分）